住所　愛知県岩倉市旭町１丁目22番地２
ミチコ・ナカムラ・スナモト　昭和19年６月８日生
住所　愛知県春日井市勝川町２丁目11番地６
金尚浩　昭和48年２月20日生
住所　奈良県北葛城郡広陵町馬見南４丁目１番16―402号
姜美香　昭和54年２月25日生
住所　大阪府吹田市豊津町56番５―1003号
張国茵　昭和55年２月17日生
住所　大阪市浪速区下寺３丁目１番14―903号
徐政広　昭和50年２月12日生
住所　大阪府豊中市新千里南町２丁目25番４号
趙千賀子　昭和43年９月４日生
住所　大阪府門真市大字下馬伏162番地56
詹樹涛　昭和48年５月26日生
馬緒紅　昭和48年11月27日生
詹明宇　平成８年８月12日生
詹明洋　平成15年10月30日生
住所　大阪府門真市江端町２番38号
馬緒峰　昭和52年１月16日生
黄麗麗　昭和50年９月10日生
馬康禧　平成14年５月６日生
住所　大阪府枚方市岡山手町11番21―102号
朴光里　昭和58年10月30日生
住所　大阪府池田市石橋２丁目13番25―203号
全久義　昭和51年１月２日生
住所　大阪市東成区大今里西１丁目28番５号
曹友子　昭和31年11月26日生
金麗華　昭和54年12月29日生
住所　堺市中区福田795番地２
林美加　昭和56年７月９日生

○厚生労働省告示第三百六十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十三日

厚生労働大臣　舛添　要一

別表第二中第二百十号を第二百十三号とし、第百九十四号から第二百九号までを三号ずつ繰り下げ、第百九十三号中「補気建中湯（別名補気建中湯）」を「補気健中湯（別名補気健中湯）」に改め、同号を同表第二第百九十六号とし、同表第二中第百九十二号を第百九十五号とし、第百八十九号から第百九十一号までを三号ずつ繰り下げ、第百八十八号中「分消湯」の下に「（別名実脾飲）」を加え、同号を同表第二第百九十一号とし、同表第二中第百八十七号を第百九十号とし、第百七十六号から第百八十六号までを三号ずつ繰り下げ、第百七十五号を削り、第百七十四号中「（別名八味丸）」を削り、同号を同表第二第百七十八号とし、同表第二中第百七十三号を第百七十七号とし、第百四十八号から第百七十二号までを四号ずつ繰り下げ、第百四十七号を第百五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十一　治頭瘡一方去大黄

別表第二中第百四十六号を第百四十九号とし、第百四十五号を第百四十八号とし、第百四十四号を第百四十七号とし、第百四十三号を第百四十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十六　大柴胡湯去大黄

別表第二中第百四十二号を第百四十四号とし、第百二十号から第百四十一号までを二号ずつ繰り下げ、第百十九号中「逍遙散」の下に「（別名八味逍遙散）」を加え、同号を同表第二第百二十一号とし、同表第二中第百十八号を第百二十号とし、第百十五号から第百十七号までを二号ずつ繰り下げ、第百十四号を削り、第百十三号を第百十六号とし、第百十二号を第百十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十五　小青竜湯加杏仁石膏（別名小青竜湯合麻杏甘石湯）

別表第二中第百十一号を第百十三号とし、第百十号を削り、第百九号を第百十二号とし、第九十六号から第百八号までを三号ずつ繰り下げ、第九十五号を削り、第九十四号を第九十八号とし、第八十六号から第九十三号までを四号ずつ繰り下げ、第八十五号中「（別名三黄散）」を削り、同号を同表第二第八十九号とし、同表第二中第八十四号を第八十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十八　三黄散

別表第二中第八十三号を第八十六号とし、第八十二号を第八十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十五　柴朴湯

別表第二中第八十一号を第八十三号とし、第四十八号から第八十号までを二号ずつ繰り下げ、第四十七号中「（別名桂枝加厚朴杏子湯）」を削り、同号を同表第二第四十九号とし、同表第二中第四十六号を第四十八号とし、第二十八号から第四十五号までを二号ずつ繰り下げ、第二十七号中「加味逍遙散合四物湯」を「加味逍遙散加川芎地黄（別名加味逍遙散合四物湯）」と改め、同号を同表第二第二十九号とし、同表第二中第二十六号を第二十八号とし、第十七号から第二十五号までを二号ずつ繰り下げ、第十六号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　乙字湯去大黄

別表第二中第十五号を第十六号とし、第二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　安中散加茯苓

○農林水産省告示第九百二十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、ベーコン類の日本農林規格（昭和四十八年四月十日農林省告示第七百八十六号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十一年八月十二日から施行する。

平成二十一年七月十三日

農林水産大臣　石破　茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十二年八月十一日以前に行われるベーコン類の格付については、この告示による改正前のベーコン類の日本農林規格の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第九百二十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、ハム類の日本農林規格（昭和五十六年八月二十一日農林水産省告示第千二百六十号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十一年八月十二日から施行する。

平成二十一年七月十三日

農林水産大臣　石破　茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十二年八月十一日以前に行われるハム類の格付については、この告示による改正前のハム類の日本農林規格の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第九百二十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、プレスハムの日本農林規格（昭和四十六年二月二十六日農林省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十一年八月十二日から施行する。

平成二十一年七月十三日

農林水産大臣　石破　茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十二年八月十一日以前に行われるプレスハムの格付については、この告示による改正前のプレスハムの日本農林規格の規定の例によることができる。